

申込方法



☆下記STEPをご参照の上、お申込みください。お1人様からお申込みいただけます。☆

STEP1	STEP2	STEP3
下記の申込書にご記入後、FAXにてお申込み下さい。	ご出発、7日前までに最終のご案内、ご請求明細をお送り致します。最少催行人数に満たない場合は21日前までに催行中止の連絡いたします。	期日までに入金頂きました後、出発当日、集合場所にお越し下さい。

※FAXでのお申込みの際は、個人情報の観点から番号の押し間違いにご注意頂き、送信後はお手数ですが着信確認をお願いします。

住所	〒 -			TEL			
				FAX			
	名前	性別	年齢		名前	性別	年齢
申込者		男・女	才	同伴者③		男・女	才
同伴者①		男・女	才	同伴者④		男・女	才
同伴者②		男・女	才	同伴者⑤		男・女	才

ご旅行条件(要約)に記載の個人情報の取扱いについて同意の上、申し込み致します。 ←チェック欄

<p>◇お申込み・問い合わせ先◇</p> <p>株式会社JTB 埼玉支店</p> <p>営業第1課 担当:片岡・坂本</p> <p>住所:〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル7階</p> <p>TEL 048-644-5313 FAX 048-647-4487</p> <p>(平日9:30~17:30 土日祝祭日休業)</p> <p>総合旅行業務取扱管理者:小越基正</p> <p>※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたらご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。</p>	<p>【旅行企画・実施】</p> <p>株式会社JTB</p> <p>日本旅行業協会正会員</p> <p>観光庁長官登録旅行業第64号</p> <p>東京都品川区東品川二丁目3番11号</p>   <p>旅行業公正取引協議会 会員</p>
--	--

【旅行企画・実施】株式会社JTB 【企画協力】株式会社ぱど、富山県 ※このツアーは富山県の移住促進事業の一環として実施します。

ご旅行条件(要約)

- 募集型企画旅行契約
この旅行は株式会社JTB(東京都品川区東品川二丁目3番11号 観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申し込み及び契約成立時期
(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
(4) お申込金(大人おひとり) 10,000円(旅行代金の全額)
- 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- 取消料
旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
1, 21日目にあたる日以前の解除	無料
2, 20日目にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
3, 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4, 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5, 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6, 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。
(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

- 特別補償
当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金:1,500万円
・入院見舞金:2~20万円
・通院見舞金:1~5万円
・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)
- 国内旅行保険への加入について
ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、販売店の係員にお問合せください。
- 事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- 個人情報の取扱いについて
(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。
(2) 当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- 旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2018年7月1日を基準としています。又、旅行代金は2018年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。